神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

国際商事仲裁における守秘義務

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 嘉孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/444

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

国際商事仲裁における守秘義務

中　村　嘉　孝

Ⅰ．はじめに

商取引のグローバル化がIT技術およびそのネットワーク網の整備により高度に進行し，その質量ともに複雑化，多様化，量的拡大という現状に付随して商取引紛争も増加傾向にある。国際商取引における紛争処理において，各当事者の債権債務に関する実体面の審理以前に，適用する判断基準や裁判管轄等の手続面の合意がまず必要であり，具体的には，国際民事訴訟制度と国際商事仲裁制度がある，前者はその合意に多大な困難が伴うため[1]，企業間の専門家同士の商取引においては後者が選好される傾向にある[2]。その利点の核心は手続における柔軟性にあり[3]，具体的には一審制，非公開，審理の集中，仲裁人は専門家等，があげられる[4]。グローバル商取引が拡大する状況にある程度対応可能な，共通する紛争処理基盤の構築を前提に，国際民事訴訟制度と国際商事仲裁制度を統合した新たな制度構築の可能性を探るため，各制度の比較検討を拙論[5]において行った。そこで商事仲裁が圧倒的有利な点と

1　小林秀之『国際取引紛争（第三版）』第３章41-58頁（弘文堂，2003年）。国際商取引法に関する具体的諸問題については，高桑昭『国際商取引法』第１・２章（有斐閣，2003年）参照。

2　企業間の国際契約において，そのほとんど（most）に仲裁条項が存在しているという（Andreas F. Lowenfeld, *Can Arbitration Coexist with Judicial Review?, A Critique of LaPine v. Kyocera,* ADR Currents, Sept.1998, at 1, 15 n. 28; Andrwe T. Guzman, *Arbitrator Liability: Reconciling Arbitration and Mandatory Rules,* 49 Duke L. J. 1279（2000））。

3　John Arrastia Jr. & Christi L. Underwood, *Arbitration v. Litigation: You Control the Process v. Process Controls You,* 64 Dispute Resolution Journal 31, 32（November 2009/January 2010）.

4　浅田福一『国際取引契約の理論と実際』399-400頁（同文舘，1999年）。

5　拙論「商取引紛争におけるグローバル訴訟制度の可能性」神戸外大論叢第60巻３号１頁（2009年９月）。

して導かれたことは，審議の非公開性（守秘義務；confidentiality）であった[6]。特に近年の知的財産権関連分野においては，紛争の対象となる取引内容の詳細を公開の法廷で審議されることは両当事者にとって不都合であり，先進国ではそうした資本財・サービス財関連の取引増大が予想されることから[7]，グローバル商取引時代における国際商事仲裁制度の整備は今後より重要になると確信している。

この点について具体的に考察を進めると，意外にも当事者の仲裁手続きに関する守秘義務について，その内容および方策等の具体的な議論がわが国では十分になされていないこと，また国際的には見解が分かれている，という現実がある[8]。ICC 仲裁裁判所の前事務総長によると，実際の仲裁手続きにおける守秘義務的側面は減少しつつあり，国際商事仲裁の訴訟に対する利点は，守秘義務ではなく，中立性（neutrality）と効率性（efficiency）になりつつある，という[9]。

以上から本稿では，商取引のグローバル化が高度に進展することで国内外を区別する意義が消滅しつつある現在および将来において，わが国においても，国際商事仲裁の守秘義務について錯綜する法制度や仲裁規則の傾向を地球規模で鳥瞰的に把握し，商学的見地からの指針[10]を提示していきたい。具体的課題としては次の四つがある[11]。第一に，守秘義務は実際の当事者に対しど

6　同書10-14頁。

7　Gregg A. Paradise, Note, *Arbitration of Patent Infringement Disputes: Encouraging the Use of Arbitration Through Evidence Rules Reform,* 64 Fordham L. Rev. 247, 248（1995）.

8　中村達也『国際ビジネス紛争の解決』134頁（大学教育出版，2008年）。実際論文検索サイト（CiNii）で検索をかけても僅か１件の訳文しかない。

9　Yves Derains, *Evidence and Confidentiality,* 2009 Special Supplement ICC International Court of Arbitration Bulletin 57.

10　「商事（commercial）」の定義について，UNCITRAL 国際商事仲裁模範法第１条の注釈では次の様に説明されている。「…商事的性格のすべての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならず…物品又は役務の供給又は交換のための商取引，販売契約，商事代理，ファクタリング，リーシング，工場建設，コンサルティング，エンジニアリング，ライセンシング，投資，金融，銀行業務…合弁事業…」（澤田壽夫『解説国際取引法令集』438頁（三省堂，1994年））。

11　Antonias Dimolitsa, *Institutional Rules and National Regimes Relating to the Obligation of Confidentiality on Parties in Arbitration,* 2009 Special Supplement ICC International Court of Arbitration Bulletin 5, 6.

のように課されているのか，第二に，義務として課されている場合，その対象（範囲）はどの程度か，第三に，各規則において共通する又は矛盾する範囲はどの程度か，第四に，当事者合意は現実に有効な手段となっているのか，についてである。次章において，まずこれら諸点について整理検討する。第３章においては，世界的な常設仲裁機関および ad hoc 仲裁における商事仲裁規則を分類検討し，さらに主権国家の仲裁法規を比較・検討する。第4章では，商学的見地から国際商事仲裁における守秘義務について当事者が留意すべき点を具体的に提示し，最終章では本稿の趣旨を提示し，今後の課題を述べる。本稿の結論は簡潔には次の通りである。

守秘義務に関する規定は各国の法体系や仲裁規則等を比較検討すると，その文言・表現や程度は多種多様であり，両者において守秘義務を条文化して明示しているものと，していないものに大きく二分される。各国の仲裁法規はあくまで主権国家の法律という性質上，当事者の仲裁合意を法的に支援するものであるため，守秘義務の内容について詳細に規定するものではなく，あくまで機関仲裁等の商事仲裁規則が重要である。また各商事仲裁規則においても，アメリカにみられるように黙示の守秘義務は認められないものと，イギリスにみられるように，仲裁の本質から黙示義務を積極的に解釈するものとに二分される。今後グローバル化の進展が加速すると予想される将来においては，こうした二分する傾向も解消され，中長期的にはアメリカ型の明文化規定重視の統一化へ向かうと予想されるが，現段階では商学的見地からすると，取引相手国の仲裁法規および契約書における紛争解決条項の仲裁規則に留意しその傾向を理解しておくべきである。次いでそれら仲裁法規および仲裁規則の解釈運用において明確な判断がなされていない曖昧な場合には，アメリカ的傾向を基準として，仲裁合意の際に守秘義務に関する具体的項目についての明示的合意の存在が理論的に，商取引リスクの軽減になる。ただしこれも中長期にわたる費用対効果という商学的見地から判断しなければならないため，守秘義務の対象となる具体的項目について優先順位を付

し，検討対象に値する項目か否かを判断し，値するものであれば，守秘義務の対象となる事項を交渉し具体的に列挙し，明示的条文として当事者間の契約合意事項という形式を確保することが好ましい。ただし列挙する内容やその範囲等についての詳細な検討・合意が，商学的費用対効果の点で，プラスであるとの判断の見極めが難しい場合が多くなると予想される。今後の課題としては，当事者が交渉する土台となる客観的基準の統一化の探究が重要であると思われる。

Ⅱ．商事仲裁における守秘義務

守秘義務の範囲について世界的に統一された明確な定義はなく，そもそも問題の本質は，守秘義務に関する定義をすることではなく，守秘義務に該当しない例外事項をどの程度定義づけることができるか否かという点にある[12]，という。これは守秘義務の範囲等を策定するのではなく，むしろ逆に守秘義務に該当しない例外事項を具体的に列挙して特定することが現実的である，という[13]。ここではまず守秘義務の具体的項目[14]について考察し，次いでその例外事例について検討していきたい。

1）守秘義務に関する内容

⑴ 守秘義務を負う対象者

これは第一に，当該仲裁事案に関与している当事者を特定し，その関係当事者は原則，すべて含まれる。具体的には最低限，当事者（parties），弁護人（counsel），仲裁廷（tribunal），さらに ad hoc でない常設機関による場合には仲裁機関（administering institution）等の内部関係者（inner cir-

12 Michael Hwang S. C. & Katie Chung, *Defining the Indefinable: Practical Problems of Confidentiality in Arbitration,* 26 J. of International Arbitration 609（2009）.
13 *Id.* at 610.
14 *Id.* at 610-617.

cle）も原則対象者となる。そのため具体的問題は外部関係者（outer circle）としての証人（witness），専門鑑定人（expert）等の責任範囲をどの程度にするのか，ということになる。これは逆説的には関係者であれば開示を請求できることを意味し，問題は，どこまで当該守秘義務を課すことに合理性がある境界であるかを策定することにある。これは一般包括的な規定により線引きすることに合理性を有する性質のものではなく，個別の事例において当事者が個別具体的に判断することが好ましい。具体的には次の関係者がある[15]。

(a) 当事者企業の関係者…当事者の株主，債券保有者，合弁企業の他メンバー，買収検討企業，補償保険を引き受けている保険者等[16]

(b) 仲裁手続き中における弁護士，仲裁人

(c) 証人，私的調査人，企業内弁護士，関連会社の役員，秘書，サービス提供企業等

(2) 対象となる内容

主として，審問の秘密（privacy of hearings），裁定の公表（publication of award），当該仲裁事案の存在自体，の３つがある。第一についてはほとんどの規則に明示規定がある[17]。第二の仲裁裁定（arbitral award）の公表については，ほとんどの主要仲裁機関がその仲裁規則の条文中において全当事者の合意なく公表しないこと（守秘義務）を課している[18]。第三については，

15 *Id.* at 626-627.

16 当事者が国家（states）の場合については，政治的な配慮や国家機密という点の配慮が必要とされる，という（Abby Cohen Smutny & Kristen M. Young, *Confidentiality in Relation to States,* 2009 Special Supplement ICC International Court of Arbitration Bulletin 73, 77-78）

17 Antonias Dimolitsa, *supra* note 11, at 6-7. 例外として，① Chamber of National and International Arbitration of Milan ② German Institution of Arbitration（DIS） ③ Singapore International Arbitration Centre（SIAC）④ Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration（KLRCA）がある（*Id.*）。

18 LCIA art.30(3), UNCITRAL art.32(5), ICSIDart.48(4), SWISS art.43(3), AAA art.27(4), HKIAC art.39(3), DIAC art.37(9), DIS art.42, SIAC, KLRCA, BANI, WIPO 等。また条文中に明示なき機関仲裁規則は，ICC, CIETAC, JCAA がある（Michael Hwang S. C. & Katie Chung, *supra* note 12, 638 Fig. 1）。

ほとんどの仲裁規則に言及する規定がなく，明示規定が存在するのは，ごく僅かである[19]。以上の点については，比較的明確であるが，問題となる点は，仲裁手続きにおける書類（documents）の扱いである。具体的には，訴答書面（pleadings），宣誓供述書（witness statement），仲裁付託合意（submissions），証言録取書（transcripts），一方当事者が開示した書類等があり[20]，この点につき2008年イギリス高等裁判所の判例 Emmott v. Michael Wilson & Partners[21]（Emmott 事例）において，少なくとも3種類に分類されることが示された[22]。

(a) 本質的に極秘扱いの書類

(b) 仲裁審理の必要性から当事者が公開した書類

(c) 仲裁裁定書

この本質的に極秘扱い（inherently confidential）とは，商標や特許で守られている商業上の情報等であり，対外的保護と同様に，当該内容に関する具体的リスクを想定し，各自で契約書において明記する等の対策をとるべきであるという[23]。

(3) 法的根拠

この点についても各国で種々分かれているが，Emmott 事例においては，以下のような根拠が示された。

(a) 仲裁における守秘義務は法により黙示され，仲裁の本質から生じるものである

(b) 守秘義務は，黙示条件として法の実体規則である

---

19 SIAC, WIPO. 曖昧な規定（all matters relating to the arbitration or the award）としては，AAA, KLRCA がある（*id.*）。

20 Michael Hwang S. C. & Katie Chung, *supra* note 12, at 611. 訳は，田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会，1991年）による。

21 ［2008］EWCA（Civ.）184（C.A.）; British and Irish Legal Information Institute（BAILII）のサイトからも入手可能 www.bailii.org/ew/cases/ECWA/Civ/2008/184htlm/。

22 *Id.* para 81.

23 *Id.* para 79-81.

(c) 黙示義務は，仲裁の目的外に公表しないことを課している

(d) 守秘義務の内容は，商取引手続きの流れにおける当該情報や書類の性質により個別に判断されることが好ましい。

(e) 開示が認められる場合は，

① 当事者（parties）の明示もしくは黙示の合意

② 裁判所の命令（order）もしくは許可（leave）

③ 仲裁当事者の合法的利益を保護する十分な必要性が認められる場合

④ 公共の利益（public interest）もしくは正義の追求（interests of justice）が公開を必要とした場合

(f) 守秘義務の維持が困難となる場合

例えば，強制執行の申し立てを行う場合，仲裁裁定が任意に履行しなければ強制執行の手続きが必要となり，その際守秘義務の継続が困難となる。また同一事案から，仲裁や訴訟が並行して実施され，各紛争手続きを統合できない場合には，関連する項目について開示することがある。

守秘義務の具体的な項目として以上のものがある。次に逆説的にはその守秘義務の適用が除外される例外事項について検討していきたい。

(3) 守秘義務が適用除外となる例外事項

商事仲裁における守秘義務についての最大の焦点は，この守秘義務の例外事項の定義とその範囲の決定にあるといえるであろう。一般的には各国の判例により基準が若干異なるが，基本的には三点あり，第一に，商事仲裁に関係する全当事者の合意がある場合，第二に，開示することによる公共の利益（public interest）がより大きい場合，第三に，当該書類が法的権利の保護に必要不可欠であること，があげられる[24]。またイギリス法では，合理的必要

24 Gidepath BV and others v. John Thompson and others, [2005] EWHC 818 (Comm). この事例では，訴訟に必要な仲裁手続の書類の開示を求めたが，Colman 判事は，「安易な裁判所による開示命令は，仲裁の守秘義務への介入（invasion）にあたる」として拒否している。(*id* at para. 27)

性（reasonable necessity）基準が判例[25]により確立され，具体的には４点ある。第一に，必要とされている資料の仲裁手続における性質や目的，第二に，仲裁手続が行われる仲裁廷の権限と手続の適切性，第三に，請求される資料の開示による影響，第四に，他の方法で同資料を入手する実現性やコスト，が挙げられる[26]。

守秘義務による当事者の利益と，開示により得られる公共の利益とを比較考量し，後者が上回っているか否かの均衡により判断される。ただしその判断は，商事仲裁規則や各国の仲裁法規により，その基準や判断が大きく異なる。検討対象の項目については，一般に個々の規則によりその内容が異なるため，次章においては，各仲裁規則および各国の仲裁法規における相違点と共通点を中心に，その特徴について把握していきたい。

Ⅲ．国際商事仲裁規則および各国商事仲裁法規の比較

商事仲裁の効力を保証しその手続に関して一般的な規定を定めている各国の仲裁法規とともに，当事者にとっては，具体的な細かい規則を定めた商事仲裁機関の商事仲裁規則の両方が必要であり，それぞれについて以下，みていきたい。

常設仲裁機関および ad hoc 仲裁の規則について，それぞれ内容が多岐にわたるため，まず明文として守秘義務を課していないもの，課しているものに分類する。

⑴ 当事者に守秘義務を課していない仲裁規則[27]

① International Chamber of Commerce, Rules of Arbitration

25 Ali Shipping Corporation v. Shipyard Trogir, [1998] 1 Lloyd's Rep. 643, (1999) 1 WLR 314, 327 E.

26 *Id*.

27 Antonias Dimolitsa, *supra* note 11, at 13. カッコ内は，発効年月日。

(January 1, 1998)

② Chamber of National and International Arbitration of Milan, International Arbitration Rules (January 1, 2004)

③ International Centre for Settlement of Investment Disputes (ICSID), Arbitration Rules (April 10, 2006)

④ American Arbitration Association (AAA), International Arbitration Rules (May 1, 2006)

⑤ International Arbitral Centre of the Austrian Federal Economic Chamber, Rules of Arbitration and Conciliation (Vienna Rules) (July 1, 2006)

⑥ Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce (SCC), Arbitration Rules (January 1, 2007)

⑦ UNCITRAL Model Law and Rules[28]

(2) 当事者に守秘義務を課している仲裁規則[29]

① London Court of International Arbitration, Arbitration Rules (January 1, 1998, LCIA Rules)[30]

② German Institution of Arbitration, Arbitration Rules (July 1, 1998, DIS Rules)[31]

---

28 同規則において守秘義務については何ら言及がない (Peter Binder, *International Commercial Arbitration and Conciliation in UNCITRAL Model Law Jurisdictions,* para.11-005 (2d ed. 2005))。

29 Antonias Dimolista, *supra* note 11, at 9-13.

30 Article 30 (1) Unless the parties expressly agree in writing to the contrary, the parties undertake as a general principle to keep confidential all awards in their arbitration, together with all materials in the proceedings created for the purpose of the arbitration and all other documents produced by another party in the proceedings not otherwise in the public domain –save and to the extent that disclosure may be required of a party by legal duty, to protect or pursue a legal right or to enforce or challenge an award in bona fide legal proceedings before a state court or other judicial authority.

31 Article 43 (1) The parties, the arbitrators and the persons at the DIS Secretariat involved in the administration of the arbitral proceedings shall maintain confidentiality ↗

③ Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration Rules for Arbitration (1998, KLRCA Rules)[32]

④ World Intellectual Property Organization Arbitration Rules (October 1, 2002, WIPO Rules)[33]

⑤ Chamber of Commerce and Industry of Basel, Bern, Geneva, Ticino, Vaud and Zurich Swiss Rules of International Arbitration (January 1, 2004, SWISS Rules)[34]

⑥ China International Economic and Trade Arbitration Commission Arbitration Rules (May 1, 2005, CIETAC Rules)[35]

⑦ Dubai International Arbitration Centre, Arbitration Rules (May 7, 2007, DIAC Rules)[36]

⑧ Singapore International Arbitration Centre Arbitration Rules (July 1, 2007, SIAC Rules)[37]

↘towards all persons regarding the conduct of arbitral proceedings, and in particular regarding the parties involved, the witnesses, the experts and other evidentiary materials. Persons acting on behalf of any person involved in the arbitral proceedings shall be obliged to maintain confidentiality.

32 Rule 9 (本文省略).

33 Article 73, 74, 75 (本文省略).

34 Article 43 (1), 44 (2) (本文省略).

35 Article 33 (2) For cases heard in camera, the parties, their representatives, witnesses, interpreters, arbitrators, experts consulted by the arbitral tribunal and appraisers appointed by the arbitral tribunal and the relevant staff-members of the Secretariat of the CIETAC shall not disclose to any outsiders any substantive or procedural matters of the case.

36 Article 41 (1) (本文省略).

37 Rule 34 (1) The parties and the Tribunal shall at all times treat all matters relating to the proceedings, and the award as confidential. (2) A party or any arbitrator shall not, without the prior written consent of all the parties, disclose to a third party any such matter except: a. for the purpose of making an application to any competent court of any State under the applicable law governing the arbitration; b. for the purpose of making an application to the courts of any State to enforce or challenge the award; c. pursuant to the order of or a subpoena issued by a court of competent jurisdiction; d. to a party's legal or other professional advisor for the purpose of pursuing or enforcing legal right or claim; e. in compliance with the provisions of the laws of any State which is binding on the party making the disclosure; or f. in compliance with the requirement of any regulatory body or other authority. (3) In this Rule, 'matters relating to the proceedings' means the existence of the proceedings, and the pleadings, evidence and other materials ↗

⑨ Japan Commercial Arbitration Association, Commercial Arbitration Rules（January 1, 2008, JCAA Rules）[38]

⑩ Japan Shipping Exchange, Rules of the Tokyo Maritime Arbitration Commission（March 1, 2004, TOMAC）[39]

⑪ Hong Kong International Arbitration Centre, Administered Arbitration Rules（September 1, 2008, HKIAC Rules）[40]

⑫ International Bar Association, Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration（June 1, 1999, IBA Rules）[41]

これらから，各規則は，文言の詳細は若干異なるが，当事者の義務およびその免除に関する規定内容は共通していると言えるであろう[42]。それらをまとめると次の図表になる[43]。

↘in the arbitration proceedings created for the purpose of the arbitration and all other documents produced by another party in the proceedings or the award arising from the proceedings but excludes any matter that is otherwise in the public domain.

38 Rule 40（2）The arbitrators, the officers and staff of the Association, the parties and their representatives or assistants shall not disclose facts related to arbitration cases or facts learned through arbitration cases except where disclosure is required by law or required in court proceedings.

39 Article 21（3）The arbitral proceedings and record are not public information and the parties, their agents or attorneys or any other persons concerned shall not reveal to third parties the contents of the arbitration, the names of the parties or anything else related to the pending matter in question.

40 Article 39（1）（本文省略）

41 Article 3.12; All documents produced by a Party pursuant to the IBA Rules of Evidence（or by a non-Party pursuant to Article 3.8）shall be kept confidential by the Arbitral Tribunal and by the other Parties, and they shall be used only in connection with arbitration. The Arbitral Tribunal may issue orders to set forth the terms of this confidentiality. This requirement is without prejudice to all other obligations of confidentiality in arbitration.

42 Antonias Dimolitsa, *supra* note 11 at 13.

43 Michael Hwang S. C. & Katie Chung, *supra* note 12, at 638. チェック（✓）されている項目は，各規則において守秘義務により保護されていることを示す。

Institutions	General Confidentiality	Existence of Arbitration	Documents used or generated	Arbitrator	Witnesses	Award
LCIA	✓		✓	✓		✓
ICC						
UNCITRAL						✓
ICSID				✓		✓
SWISS	✓		✓	✓		✓
AAA	✓			✓		✓
SIAC	✓	✓		✓		✓
KLRCA				✓		✓
BANI	✓		✓	✓		✓
CIETAX	✓		✓	✓	✓	
JCAA			✓	✓		
WIPO		✓	✓	✓	✓	✓

以上から仲裁規則における守秘義務は，仲裁人および仲裁裁定については原則として課せられており，一方，仲裁事案自体の存在，仲裁手続中の証拠書類，証人等の扱い，の三点については，見解が分かれている。親子間の会社等の多様な出資関係や，株主等の当事者に関する解釈も多様複雑であるが，後者の三点については仲裁規則においても取り扱いが多様であるため，特に具体的内容について明示的合意が必要であろう。

次に各国における仲裁法規の規定について以下，比較検討していきたい。

⑶ 国家法が当事者に守秘義務を課していない国。

① Norwegian Arbitration Act（January 1, 2005）[44]

② Australia case law[45]

44 *Id.* at 14-16.§5 Duty of confidentiality and public access; Unless the parties have agreed otherwise, the arbitration proceedings and the decisions reached by the arbitration tribunal are not subject to a duty of confidentiality. Third parties may not be present during arbitral proceedings when and to the extent that follows from the agreement between the parties.

45 ESSO Australia Resources Limited and Others v. The Honourable Sydney Gas Light Co. オーストラリア法において守秘義務は仲裁の本質的な黙示義務であるとはみなされず，当事者間の明示的合意によってのみ課せられるものである，という（Sarah C Derrington, *An Illusory Distinction –The Australian & English Approaches to Confidentiality in Arbitration: Transfield Philippines Inc.& Ors v. Pacific Hydro Ltd & Ors,*（2007）21 A & NZ ↗

③ Sweden case law[46]

④ United States[47]

(4) 国家法が当事者に守秘義務を課している国

① New Zealand-The New Zealand Arbitration Act of 1996（as amended on 18 October 2007）[48]

② Spain-The Spanish Arbitration Act（effective 26 March 2004）[49]

③ United Kingdom[50]

④ Singapore[51]

以上から導かれる点は次の通りである。

第一に，主権国家の仲裁法規において，守秘義務を課すもの，課さないものに大きく二分されている。前者においては仲裁法等において条文中に明文化しているものや，明文化されていないが判例等により黙示義務が認めら

↘Mar LJ.188, available at https://maritimejournal.murdoch.edu.au/index/php/maritimejournal/article/viewFile/47/70/）。

46 Bulgarian Foreign Trade Bank Ltd v. Al Trade Finance Inc.,（Antonias Dimolitsa, *supra* note 11, at 15.）. 最高裁において，スウェーデン法において仲裁の守秘義務は仲裁合意に黙示的もしくは固有のものとして存在しない（*Id.*）。

47 連邦仲裁法（the Federal Arbitration Act）および統一仲裁法（the Uniform Arbitration Act）の両方において当事者に守秘義務は課されていない。また連邦および州の判例の圧倒的多数（overwhelming majority）が黙示の合意を認めていない，という（R. Reuben, *Confidentiality in Arbitration: A Valid Assumption? A Proposed Solution!,* 62 Dispute Resolution Journal, 2007）。

48 Article 14 A, B, C,

49 Title IV-The Conduct of Arbitral Proceedings, Art.24-Principles of Equal Treatment of Parties and of a Fair Hearing.

50 The English Arbitration Act of 1996では明示的規定はなく，状況に応じて解釈する内容であるため，抽象的文言の明文化自体に否定的傾向がある（Antonias Dimolitsa, *supra* note 11, at 18-19）。そのため判例の蓄積から，黙示義務が仲裁合意に付随することが導かれ，Ali Shipping Corporation v. Shipyard 'Trogir'（[1998] 2 All E.R.136）ではその例外として，①当事者の合意，②裁判所の命令，③裁判所の許可（leave），④合理的必要性，⑤公共の利益，が列挙され，2008年の判例（Emmott v. Michael Wilson & Partners [2008] EWCA Civ184）でも引き継がれている。

51 英国と同様，判例により支持されており，Myanma Yaung Chi Oo Co Ltd v. Win Win Nu（[2003] 2 SLR 547）において，イギリスの判例 Dolling-Baker v. Merrett Another（CA 1990, [1990] 1 W.L.R. 1205, [1991] 2 All E.R. 890）を参考に，仲裁当事者は黙示義務を負う，とし，例外事項を列挙する，という英国と同様の形式をとっている。

れ，実質的に守秘義務を課している国もあり，様々である。明文化されているものについても，典型的な例としてイギリスの判例に見られるように，その源泉を遡ると商取引は本質的に私的行為であり，それを解決する私的制度として商事仲裁制度が萌芽したという本質に着目し，当事者が国家の司法制度を利用する以前に，商事仲裁制度に合意したこと自体が，非公開性に同意しているという黙示の合意を含んでいる，という解釈である。これは商事仲裁制度の本質を鑑み，仲裁合意自体が黙示の非公開性に同意した，という解釈であり，これ自体論理的に合理性がある。その延長線として仲裁法改正に際して明文化した国もあれば，判例で維持している国もある，というように解釈できるであろう。ただしこの点についてイギリスの判例から節々において強く感じることは，条文化されてしまうと抽象的な文言自体が独り歩きし，現実の事件解決に役立たなくなるリスクとを天秤にかけ，現状の判例の方が柔軟に対応でき効率的である，との伝統による賢明な慎重さである。

一方，アメリカにおいては条文や判例においてもこうした黙示の守秘義務を当事者に課していない。ただこれは守秘義務を軽視していることではなく，むしろ逆でありアメリカにおいて当事者の守秘義務は原則的に明示的合意により行われ，仲裁法自体は大きな役割を担っておらず，本質的に商取引は私的行為であるため，公的な仲裁制度は大きな役割を果たすべきではなく，それは当事者合意による仲裁規則に委ねるべきである，という趣旨である。

結果として対照的な立場を示しているアメリカとイギリスを比較検討すると，国家法の仲裁法規として当事者に守秘義務を課しているか否か，という結果は一見して正反対であるが，その根源は同一ものであり，あくまで商取引は私的行為であるため，私的行為として解釈すべきであるという姿勢がある。その解釈する方策が異なっていることから，結果として正反対の内容にみえる，ということである。

第二に，機関仲裁規則が現実的には重要であり，ここでもその規則の条文

中に明文化して当事者に守秘義務を課しているものと，課していないものに二分され，その内容は多種多様であるが，傾向としては課しているものが多い。課していないと分類されるものについては，むしろ守秘義務の内容を精査して個々の取引ごとに当事者が合意すべきであり，抽象的な包括的条文によって守秘義務を課すこと自体が，その解釈において危険性を含む，という慎重な立場からのものといえる。

Ⅳ．商学的見地からの考察

以上から商事仲裁の守秘義務事項およびその例外事項について法理論的な観点から考察した。その結果として次のことが導かれる。[52]

① 商事仲裁における守秘義務の範囲は，判例，商事仲裁規則，各国家の仲裁法規により定められるものであり，世界的に統一されていない。

② 守秘義務がある場合，その例外事項に該当する可能性のある多数の事項をどう認定するかが，当該問題の核心である。

③ 守秘義務の例外事項としてすべての可能性を列挙することは現実的には困難であるため，現実的な対応としては，仲裁手続の開始時に特に重要な項目については明示的に合意することにより，当事者の問題認識を反映させ，予想外の事態について解釈する際の根拠を提示する。

また国際商事仲裁の指標となる UNCITRAL Model Law and Rules と ICC Rules of Arbitration についてみていきたい。

The UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration（モデル法）は守秘義務に関する言及は，仲裁の私的手続性（privacy of the

52 Michael Hwang & Katie Chung, *Protecting Confidentiality and its Exceptions- The Way Forward?,* 2009 Special Supplement ICC International Court of Arbitration Bulletin 39.

arbitral proceedings)[53]と仲裁裁定の守秘義務[54]，の二点のみである。UNCITRALの考えとしては，商事仲裁手続における守秘義務をそれほど重要視しているわけでもなく[55]，その仲裁手続の注記において，商事仲裁における当事者の守秘義務の内容範囲について国家法の規定はさまざまであること，守秘義務に関する明示的合意がなく仲裁に付託した当事者は，黙示の守秘義務が認められない法体系があることを認識すべきであり，当事者の守秘義務の意識についても相違があること，の三点について確認をしておくことが重要である，という[56]。

またICC Rules of Arbitrationでは，仲裁の私的手続性（privacy of arbitral proceedings)[57]，仲裁関連情報の守秘義務（confidentiality of arbitration related information)[58]，国際商事仲裁の業務（work of the International Court of Arbitration)[59]の三点において守秘義務に関する規定があるが，消極的なものと言える。この規則は国際的にもよく利用されているが，各国の仲裁法規や判例の顕著な相違を統一する規定を定めることは難しいた

---

53 UNCITRAL Arbitration Rules, Art.25（4）: …Hearings shall be held in camera unless the parties agree otherwise.

54 UNCITRAL Arbitration Rules, Art.32（5）: …The award may be made public only with the consent of both parties'.

55 Report of the United Nations Commission on International Trade Law on the work of its thirty-second session, 17 May-4 June 1999, A/54/17, para.359; P. Bind, *International Commercial Arbitration and Conciliation in UNCITRAL Model Law Jurisdictions,* para 11-005（2d ed. 2005）.

56 Michael Hwang & Katie Chung, *supra* note 52, at 44-45.

57 ICC Rules of Arbitration, Art. 21（3）: The Arbitral Tribunal shall be in full charge of the hearings, at which all the parties shall be entitled to be present. Save with the approval of the Arbitral Tribunal and the parties, persons not involved in the proceedings shall not be admitted.

58 ICC Rules of Arbitration, Art. 20（7）: The Arbitral Tribunal may take measures for protecting trade secrets and confidential information.

59 ICC Rules of Arbitration, Appendix I, Statutes of the International Court of Arbitration, Art. 6: The work of the Court is of a confidential nature which must be respected by everyone who participates in that work in whatever capacity. The Court lays down the rules regarding the persons who can attend the meetings of the Court and its Committees and who are entitled to have access to the materials submitted to the Court and its Secretariat.

め，統一した積極的な規定が難しいのであろう[60]。

以上から，商学的見地からの対応として，商事仲裁における守秘義務の一般原則が多種多様である現状から，当該義務については仲裁合意書もしくは仲裁規則において明示的にしておかなければならない。明示的な合意はどの国の法制度や仲裁規則においてもほぼ認められているため，明示条項を挿入すべきである。また当該文言の準拠法（規則）等についても具体的に検討・交渉し，文言・文章により明示的に記録しておくべきであろう。仲裁合意の文章として，具体的に次のような文言が考えられる[61]。

> Unless disclosure is required（ⅰ）by statute, ordinance or stock market regulations or（ⅱ）to protect the parties, the parties and the members of the Arbitral Tribunal undertake to keep arbitration private and confidential and not to publish, disclose or communicate any information relating to this arbitration, in particular the procedure followed, documents exchanged, evidence produced and all procedural formalities.
>
> However, each of the parties may disclose such information to any person bound by an obligation of confidentiality. The parties shall make this clause known to any third party that participates in this arbitration, in whatever capacity, including witnesses and experts.

商事仲裁の守秘義務は抽象的文言で統一できないため，上記条文を一般条項として挿入し，これを修正もしくは特約を付すという形式で，詳細な規定を追加し補足する，という形式が好ましいであろう[62]。実際に守秘義務の対象

60 Michael Hwang & Katie Chung, *supra* note 52, at 45.
61 Serge Lazareff, *Confidentiality and Arbitration: Theoretical and Philosophical Reflections,* 2009 Special Supplement ICC International Court of Arbitration Bulletin 81, 87-88.
62 George Burn & Alison Pearsall, *Exceptions to Confidentiality in International Arbitration,* 2009 Special Supplement to ICC International Court of Arbitration Bulletin 23, 37-38.

となる内容とその程度については，当事者の意思によるところが大きい。そもそも当該取引および商事仲裁の直接利害関係を有する最大のものは当事者であり，その当事者が判断すべき性質のものである。具体的にどの程度費用をかけて検討し，どの程度交渉するかという点については，最大の利害関係を有している当事者が個別具体的に検討することが効率的である。

また，守秘義務が破られた際の救済については，結論的には十分でないといえる。例えば損害賠償では，20万フランスフラン（約3万ユーロ）が認められた事例[63]があるが，一般的に裁判所はその算定には消極的であり，そもそも困難である[64]，という。また公表の差止命令の事例も若干あるが[65]，例外的である。そのため守秘義務が守られなかった場合についても，理論的にはその解決方法につき事前に具体的内容を合意しておくことが賢明であろう。

また現代的課題として，市場に対する開示が求められる可能性が高まっていることも考慮する必要がある。具体的に取引主体である企業という法人組織を細かくみると，株式所有者によって構成されているため，株主と当事者は同一である，という論理も成立し，さらに現有の投資家だけでなく，将来の投資家に対して当該企業に関する投資情報の一つとして関連する。潜在的な危険も利益も，投資家に対する情報公開として一般に開示する，という趣旨である。実際に株主，監査人等への情報の提供は義務であり，適時，信頼性のある完全な情報提供は金融市場への参加を前提とした義務であり，市場の透明性を高め効率的な情報開示は不可欠である，という[66]。現実に，ニューヨーク証券取引所（NYSE）は，１万５千ドルを超える訴訟もしくは仲裁事

63　Aita v. Ojjeh, 18 February 1986, Rev. arb. 1986, 583（*id*. at 85, 88）．公開されることによる客観的損害額の算定が難しく，３万ユーロ程度では裁判費用を包含した当該の紛争処理にかかる総コストのみを考えても，採算が合わない。評判や名声等への影響について，どの程度，客観的な因果関係を示すことができるのか，算定根拠自体がないため難しい。

64　Serge Lazareff, *supra* note 61, at 88.

65　例えば Publicis v. True North, Paris, 22 February 1999（*id* at 89 n.45）参照。

66　V. Denoix de Saint Marc, *Confidentiality of Arbitration and the Obligation to Disclose Information on Listed Companies or During Due Diligence Investigations,* 20 Journal of International Arbitration 211（2003）.

案について監査報告書に記載することを義務づけている[67]。株式市場等に上場し広く市場から資金調達する場合，その投資家は公平な情報に基づき投資の是非を判断することになるため，仲裁を含めた紛争案件についても情報の開示を義務づけている，ということであろう。ここでは，商取引は私的行為ではなく，市場という社会の公器を利用していることから，公的行為でもあり，ゆえに情報開示が不可欠である，という論理である。従来の相対取引という私的行為による商行為だけでなく，広く市場に相手を求める状況が一般化するにつれ，公的要素が大きくなる。

また近年では一つの製品を少数の企業で完成することは少なく，また困難になりつつあり，分業の効率性からグローバル化による専門性が高度になるにつれて，一つの製品を完成させるために数百の企業が部分的に関係している取引形態が一般化しつつある。さらに知的財産権に関する項目も含めると，当事者という概念が単純なものでなく，高度に複雑化している。また逆に，各部品メーカー等は，個別の情報については詳しいが，製品全体については理解が不十分である，ということも十分考えられる。こうした複雑な問題は今後の課題として具体的指針を導く必要があるであろう。

Ⅳ．おわりに

商事仲裁制度は元来，国家司法制度に頼ることなく商人業界内で紛争を効率的に解決することに源泉があり，それゆえ商事仲裁は本質的に私的な守秘義務性を帯びており，唯一の例外として公共の利益がその守秘義務性を超える場合を公開の対象とする，というものである[68]。

そのため，私的解決方法という守秘義務が国際商取引における紛争解決手法として適しており，現実にも一般的な解決手段（customary method）と

67　NYSE Rule 351（a）, available at http://rules.nyse.com/.
68　Serge Lazareff, *supra* note 61, at 81.

なっている，といえる。そもそも商取引自体が私的行為であり，それゆえ本質的に非公開という性質を有している。その点につき UNIDROIT 国際商事契約原則においても条文において規定されている[69]。商取引は私的行為であるという性質上，その詳細な内容が当事者以外の外部に漏れること自体当事者にとって利益になることは少なく，不利益が大きい。商事仲裁に限らず，当事者が当該取引の内容を，関係のない第三者に開示することはなく，ましてや紛争の内容やその存在自体知られることは大きな損失である。さらに紛争の真偽にかかわらずその噂等の流布も考えられ，その結果大きな不利益がもたらされる可能性が高い。要するに商取引は本質的に私的行為であり，それを公開することの利益不利益を比較考量すると不利益の可能性の方が圧倒的に大きく，商取引は中長期的な観点からの合理性に基づいて判断されるため，不合理な判断は選好されない。それゆえ商取引紛争の解決手段としての商事仲裁制度においても，守秘義務は最重要項目の一つとして認識されている[70]。商取引は私的行為である，という前提から導かれる商事仲裁の守秘義務においても，その根本的性質は変わらないし，それを踏まえた上での具体的な対応を模索する必要がある。

一方で商取引を取り巻く状況を冷静に鳥瞰してみると，19世紀以前，20世紀，21世紀以後という三つに区分けし，それぞれを解釈すると，19世紀以前は，国際商取引の量的数量自体が大きくなく，また各業界の独立性が高く内的影響力が大きいため，商事仲裁は効率的に機能していたといえるであろう。その後20世紀における国際商取引は数量的に拡大し，一方国内産業を保

---

69 Article 2.1.16（Duty of Confidentiality）Where information is given as confidential by one party in the course of negotiations, the other party is under a duty not to disclose that information or to use it improperly for its own purposes, whether or not a contract is subsequently concluded. Where appropriate, the remedy for breach of that duty may include compensation based on the benefit received by the other party.

70 欧州およびアメリカの仲裁利用者に対して1992年に実施された London School of Business の実証調査研究によると，守秘義務は仲裁制度の大きな利点の一つである，という（Editorial, *The Decision of the High Court of Australia in ESSO/ BHP v. Plowman,*（1995）Arbitration International 231）。

護振興するための主権国家の権限とともに国境の意義も政治的経済的に大きくなった。商事仲裁においては，いわゆるニューヨーク条約等で仲裁裁定の調整を図ることが必要となり，実際に効率的に機能している。21世紀においてはグローバル商取引が質量ともに効率化によって急拡大し，投資を含めモノやサービスの輸出入取引における国境の影響は小さくなり，そうした一面では主権国家の影響力やその意義自体が弱く小さくなりつつある。主権国家がグローバル商取引を規律する，という方式ではなく，グローバル商取引自体が効率的な市場を求めて移動する，という従来とは180度転換した正反対の状況になりつつある。そのため本稿の守秘義務についても，各国の仲裁法や仲裁規則が現状では多種多様で幅があるが，自然と効率的な複数の規則に収斂され，規律する実体法の規則自体が統一化されるであろう。市場原理により非効率的な制度・規律は自然と淘汰され，本稿の主題である商事仲裁における守秘義務に関する研究においても，仲裁制度の本質であり，学術的にも体系的に整理されつつあるだろう。近年における商事仲裁における守秘義務の問題は，守秘義務を課すこと自体が問題ではなく，その守秘義務の例外事項の算定にある，という[71]。商学的見地から本稿の結論は次の通りである。

第一に，商取引は私的行為であり，そうした私的行為を効率的に解決する手段として商事仲裁制度が発祥したという本質を理解すべきである。そのため主権国家における仲裁法や仲裁規則等の守秘義務規定の存否にかかわらず，商事仲裁制度は本質的に守秘義務性を帯びたものであることを認識することが重要である。

第二に，主権国家における仲裁法と，商事仲裁規則等を区別して認識する必要がある。通常，仲裁制度は何らかの仲裁規則に従い当事者の合意に基づいて商事仲裁がおこなわれ，各国の法制度は私的行為である商事仲裁を尊重するため，仲裁規則が重要であり，その内容については千差万別であるため，その選択においては内容を十分に検討した上で慎重にすべきである。

71　Michael Hwang & Katie Chung, *supra* note 52, 55.

第三に，商事仲裁は本質的に私的行為であるため当事者合意が優先的に尊重されるものであることから，対象となる守秘義務の内容を精査検討し，具体的に交渉の後明示的に合意することが重要である。ただしこれには商学的見地からの費用対効果から，検討交渉コストと，発生するリスクをその取引の期間を考慮しながら天秤にかける必要があるため，個別の取引ごとに当事者がその程度を判断することになるであろう。その判断基準を当事者は常に意識しながら商取引に従事する必要がある。

また今後の課題としては，守秘義務の対象となる項目や例外事項について統一されていない現状から，各商事仲裁規則，各国仲裁法や各国の代表的な判例等を項目ごとに比較検討し，最終的に最大公約数的な規定を導き，例えば核となる項目と，選択項目に二分される内容を策定し，体系的に統一した実体法としての商事仲裁規則の体系化が望ましく，統一モデルの提示が効率的な商取引の推進に貢献すると思われる。